令和4年度ストップコロナ!対策認定店(飲食店)向け

感染症対策強化アドバイザー派遣事業 募集要項

令和4年7月

1 事業の目的

- ・ストップコロナ!対策認定店のうち食品衛生法に基づく営業許可を受けている飲食店(詳細は支援対象店舗参照)を対象として、現状の感染対策を踏まえ、店舗内の感染リスクの 更なる低減に向け、感染症対策強化アドバイザーによるアドバイスを行い、事業の継続・ 発展に資することを目的とします。
- ※ 感染症対策強化アドバイザーが店舗形状、配置状況、換気状況、現状の対策等を現地確認の上、換気対策を中心にアドバイスを行います。

2 事業内容

(1) 支援対象店舗

ストップコロナ!対策認定店を取得している中小企業者の店舗のうち、以下のいずれに も該当する店舗

- ①食品衛生法第55条第1項の規定による許可を受けている店舗
- ②飲食することを主たる目的とした設備を有する店舗
- ③店舗代表者及び従業員が暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのもの と関係を有していない店舗
- ④風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第12 2号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていない店舗
 - ※テイクアウト型店舗、デリバリー型店舗、キッチンカー、遊戯施設(カラオケ店) は対象となりません。
 - ※商業ビル内のフードコートなど、他店舗と壁で仕切られていない店舗は対象となりません。
 - ※中小・小規模事業者の範囲に該当する事業者でも、大企業である親会社から一定 の割合で出資を受けているなど大企業の支配下にある会社(いわゆる「みなし大 企業」)は、中小・小規模事業者に該当しませんのでご注意ください。

「参考:本事業の対象となる中小企業者の範囲」

業種	資本金の額、従業員数等	
(日本標準産業分類中分類)		
飲食店	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は	
	常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人	

(2)支援内容

- ①実施期間:令和4年7月25日(月)から令和5年1月31日(火)
- ②募集店舗数:20店舗(20事業者)(先着順)
 - ※1事業者で複数の認定店舗を有している場合は、原則1事業者1店舗 までとします。
 - ※原則として先着順となりますが、申請多数の場合は抽選によりアドバイザー派遣事業者を決定します。

③アドバイザー派遣回数:原則2回。

ただし、アドバイザーによるアドバイスに基づき感染症対策強化実施後、事業者からの要請によるフォローアップ支援(1回、同一年度に限る)は可能です。

④事業者負担:無料

※ただし、アドバイスに基づく感染症対策強化に係る設備費用等は事業 者負担となります。

⑤支援の流れ

<全事業者共通>

- (i)【1回目】店舗の現地確認(おおむね2時間程度) 店舗の形状、気流、換気状況(空調設備、窓の配置、風量測定)、人の配置、現状の対策等確認します。
- (ii)【2回目】現地でのアドバイス(おおむね1時間程度) 現状の感染対策等をふまえ、感染リスクを低減するため、換気対策を中心とした方 策をアドバイスします。

《~店舗事業者による感染症対策強化の実施~》

<追加申請があった事業者の方>

(iii) フォローアップ支援(おおむね1時間) 感染症対策強化後の店舗状況確認(換気状況等)を行います。

(3) 申請方法

アドバイザー派遣希望店舗は、以下書類①・②を「4 利用申請・お問合せ先〔(公財) 群馬県産業支援機構〕」あて、メールまたは郵送にて申込みください。

<申込書類>

- ①〔様式第4〕感染症対策強化アドバイザー派遣事業利用申請書
- ②店舗平面図 (客席の配置、換気扇の位置を記入ください)

3 留意事項

- ・感染症対策強化アドバイザーによるアドバイスは店舗内の感染リスクを少しでも下げるために行いますので、感染リスクがなくなるわけではありません。
- ・本事業を利用した店舗は、感染症対策強化アドバイザーからのアドバイスに基づき、店舗内の感染対策の改善に可能な範囲で取り組んでいただくようお願いいたします。
- ・飲食店の感染症対策に役立てるため、本事業によるアドバイスについて広く公表する場合があります。

4 利用申請・お問合せ先

(公財) 群馬県産業支援機構 総合相談課

〒379-2147 群馬県前橋市亀里町884-1群馬産業技術センター内

TEL: 0 2 7-2 6 5-5 0 1 3

E-mail: senmonka@g-inf.or.jp